

禁止地域・許可地域等の指定)の一部を次のように改め、平成15年12月12日から施行する。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3の項の表21の16の項を次のように改める。

21の16	県道熊本高森線	第2種 禁止地域	県道堂園小森線 との交点(西原 村小森地内)	県道矢部阿蘇公園 線との交点(久木 野村久石地内)	路端から300 メートル以内	西原村 久木野村
21の16 の2	県道熊本高森線 (俵山バイパス)	第2種 禁止地域	県道との交点 (西原村小森地 内)	現道との交点 (久木野村河陰地 内)	路端から300 メートル以内	西原村 久木野村

3の項の表23の3及び表23の4の項を次のように改める。

23の3	南九州西回り自 動車道(都市計 画区域の用途地 域を除く区間)	第2種 禁止地域	八代インター チェンジ(八代 市東片町地内)	日奈久インター チェンジ(八代市 日奈久平成町地 内)	路端から500 メートル以内	八代市
23の4	南九州西回り自 動車道(都市計 画区域内の用途 地域内の区間)	第3種 禁止地域	八代インター チェンジ(八代 市東片町地内)	日奈久インター チェンジ(八代市 日奈久平成町地 内)	路端から200 メートル以内	八代市

## 公 告

### 熊本県公告第871号

県有財産を次のとおり売却する。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示及び最低売却価格(予定価格)  
人吉市古佛頂町字筈の元1340番4  
宅地 311.11平方メートル(実測)  
最低売却価格 2,582,213円
- 2 入札期日  
平成16年1月16日(金曜) 午前11時
- 3 入札場所  
人吉市西間下町1014番地 人吉警察署 小会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約の締結と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による  
提出期限 平成16年1月14日(水曜) 午後5時まで  
(郵送の場合は提出期限までに必着すること。)
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。